

Think Twice!

いじめを防止するための条例などについて

目黒区では、いじめのない学校を目指して、いじめの防止の取組などについて定める条例と基本方針をまとめ、平成29年4月から区民の皆さんにお知らせしています。

その中では、「いじめを行ってはならないこと」を改めて定めるとともに、「児童・生徒の役割」、「学校がしなければならないこと」、「保護者がしなければならないこと」、「地域がしなければならないこと」などを決めています。



児童・生徒の役割

- 1 いじめやいじめを防ぐことについて考えたり、話し合ったりすることを通して、いじめを許さないという意識と行動を身に付ける。
- 2 いじめを行わない。
- 3 いじめられたときは、一人で悩むことなく、家族や先生などの周りの大人に相談する。
- 4 いじめられている人を見た時は、見て見ぬふりをせずに、家族や先生などの周りの大人に相談する。

目黒区いじめ防止基本方針を易しくしたもの



みなさんの役割は、これまでの子ども会議で出された意見、100万人の行動宣言で出された宣言などをもとにつくっています。

この役割を果たすためにはどのようなことをすればよいでしょうか。考えてみましょう。

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議

目黒区教育委員会